

# 有害ごみの出し方

## 有害ごみとは

「有害ごみ」とは、人体に有害な水銀、カドミウムなどが含まれているため、適正な処理を行う必要があるものをいいます。

品目として次のようなものが挙げられます。

- ① 乾電池
- ② 体温計(水銀を使用しているもの)
- ③ 鏡類
- ④ 蛍光管(電球型も含む)・HID(水銀灯・メタルハライドランプなど)



## どうやって出すの？

- ① 「有害ごみ」のうち**蛍光管・HID 以外は、「白色の指定袋」**に直接入れてください。(種類ごとに袋に入れる必要はありません。

**「業務用」と表示された袋は使用できません。**

### ② 乾電池

- ・市役所および各支所の使用済み乾電池回収ボックスに白色の指定袋に入れずに出すこともできます。(市民センターの窓口でも回収しています。)
- ・電極同士の接触による火災防止のため、電極(+極、-極)をセロハンテープやビニールテープでおおって出してください。

### ③ 鏡・姿見

枠がある鏡で30cm以上のものは、「大型ごみ」、手鏡など30cm未満のものは「小型及び複雑ごみ」です。

### ④ 蛍光管・HID(水銀灯・メタルハライドランプなど)

- ・蛍光管は、長さに関わらず「有害ごみ」として出してください。
- ・蛍光管は、割れないように、空のケースに入れて出してください。(ケースがない場合は、指定袋(白)に入れる、または新聞紙などに包んで出してください。) ※そのまま出すこともできます。
- ・複数個の場合は、ひもで束ねてください。
- ・割れた蛍光管は、他の有害ごみとは別に割れた蛍光管のみを白色の指定袋に直接入れ**「危険」と記入**してください。  
※白熱電球は、「埋立ごみ」。LED電球、LED蛍光灯(30cm未満)は小型及び複雑ごみです。

- ⑤ 袋の口はテープでとめず、しばってください。

この袋に入れましょう

指定袋(白色)



※「家庭ごみ」で使用できる白色の指定袋は、20ℓ、30ℓ、45ℓのみです。70ℓ、90ℓの白色の指定袋は業務用のため、「家庭ごみ」では使用できません。

指定袋の外装袋



市認定のレジ袋

